平成２８年（フ）第１３号
北海道檜山郡江差町字尾山町124番地
債務者　赤石　　忍
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１６７号
北海道帯広市西15条北８丁目３番地39　レーベン158―102号
債務者　小關　　徹
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
静岡県御前崎市池新田8942番地　岡村店舗住宅203号
債務者　藤本　春男
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
静岡県掛川市下垂木2142―１　アコール203号室
債務者　常盤　浩一
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１０８６号
京都府宇治市伊勢田町ウトロ51番地
債務者　河東世紘こと　鄭　　世紘
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
岡山県津山市下高倉東1067番地46
債務者　大矢絵里加
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２２５号
香川県木田郡三木町大字池戸2523番地５
債務者　松浦　利恵（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３１号
香川県高松市国分寺町新居502番地１　サンコートＳＨＩＲＡＩ　Ａ―201
債務者　福家　理典
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２５号
長崎県大村市赤佐古町103番地６
債務者　矢野　詠司
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第６１６号
千葉県柏市高南台３丁目13番地20　サンビレッジ沼南５―203号
債務者　武田　繁雄
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７５５号
千葉県野田市二ツ塚192番地の１
債務者　清水　正義
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８８号
長野県千曲市大字戸倉2116番地２
債務者　高野　寛之
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３７４号
大分県津久見市中央町25番15号　シーサイドマンション602
債務者　佐藤　可奈
1　決定年月日時　平成28年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０号
青森県八戸市大字本鍛冶町７番地　軽米アパート１、前住所青森県八戸市小中野８丁目５番16号
債務者　田中　チセ
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６６４号
仙台市宮城野区栄２丁目３番11号　伊藤アパート２
債務者　菅田　　悠
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
茨城県高萩市大字石滝2700番地の１
債務者　江口　一男
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９５号
茨城県日立市東多賀町２丁目17番10―103号
債務者　西田　晴哉
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
水戸地方裁判所日立支部